

平成29年度学校法人監事研修会

私立大学等経常費補助金等の説明

2017（平成29）年8月28日

日本私立学校振興・共済事業団
助成部 補助金課

本日の内容

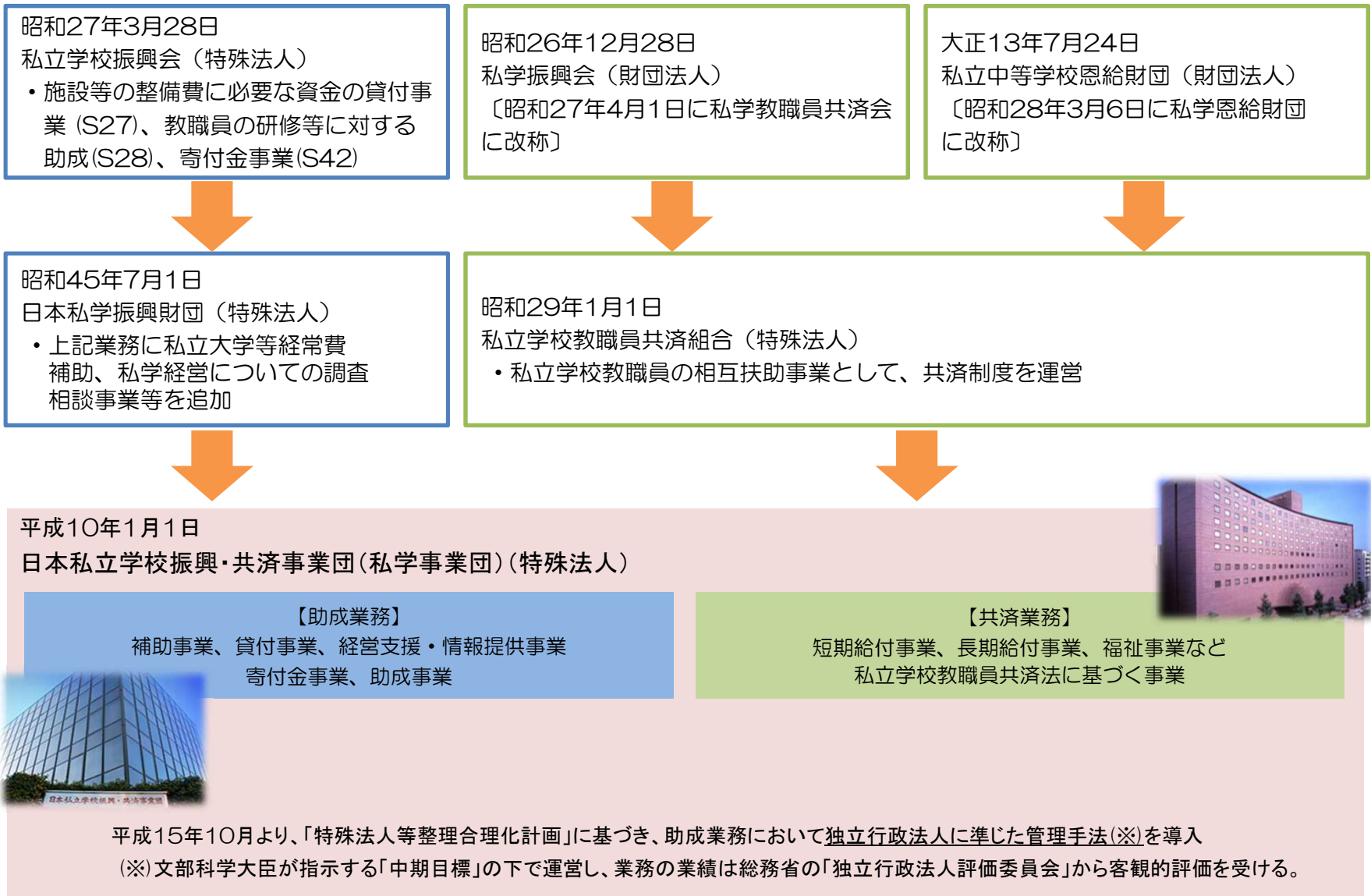
- 1 日本私立学校振興・共済事業団の概要
- 2 私立大学等経常費補助金の概要
- 3 会計検査院の検査等

1 私学事業団の紹介

(1)概要

組 織 名	日本私立学校振興・共済事業団（略称： 私学事業団 ）
設立年月日	1998（平成10）年1月1日
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
法 人 格	特殊法人（共済組合類型の法人）
主 務 大 臣	文部科学大臣
資 本 金	1,086億7,786.3万円（2017（平成29）年3月31日現在、全額政府出資）
理 事 長	河田悌一【前関西大学学長】 （2010（平成22）年1月1日就任）
職 員 数	1,261名（2017（平成29）年4月1日現在）

(2) 設立の経緯



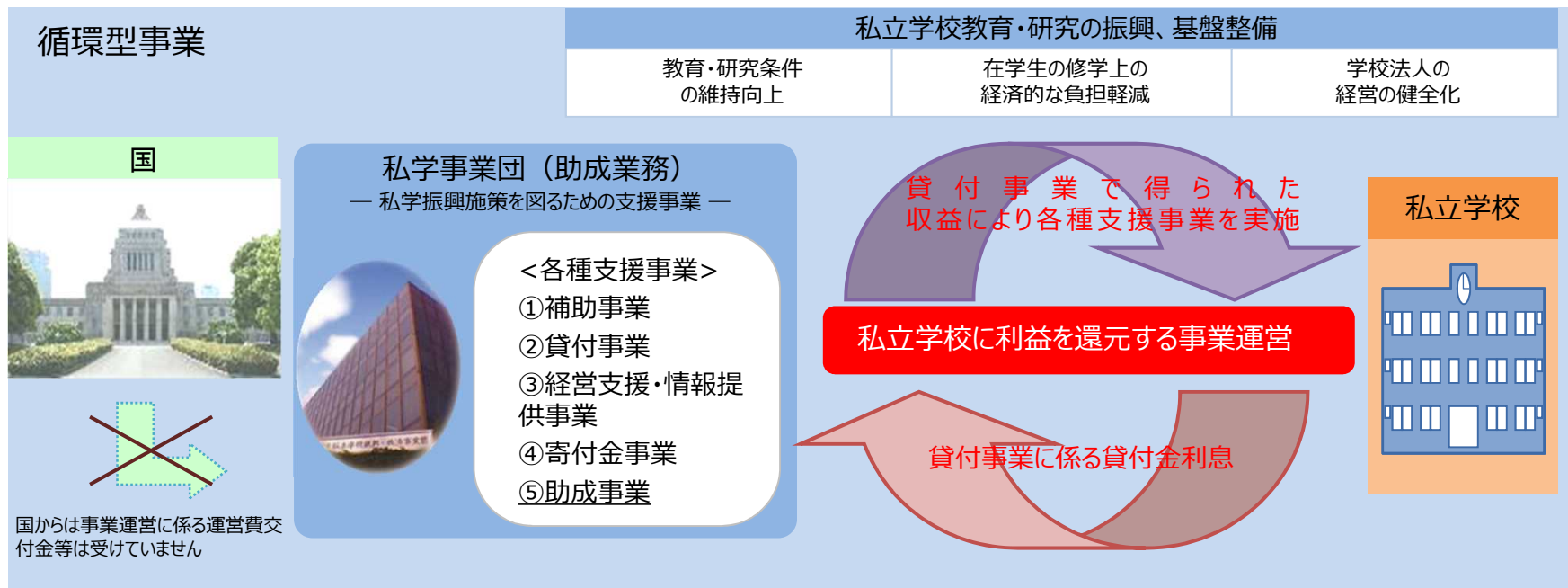
(3) 助成業務における事業運営の特徴

1. 国から運営費交付金を受けていない

・本事業団の助成業務は国からの運営費交付金等を受けず、貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事業の実施に必要な経費を賄い、業務を遂行しています。

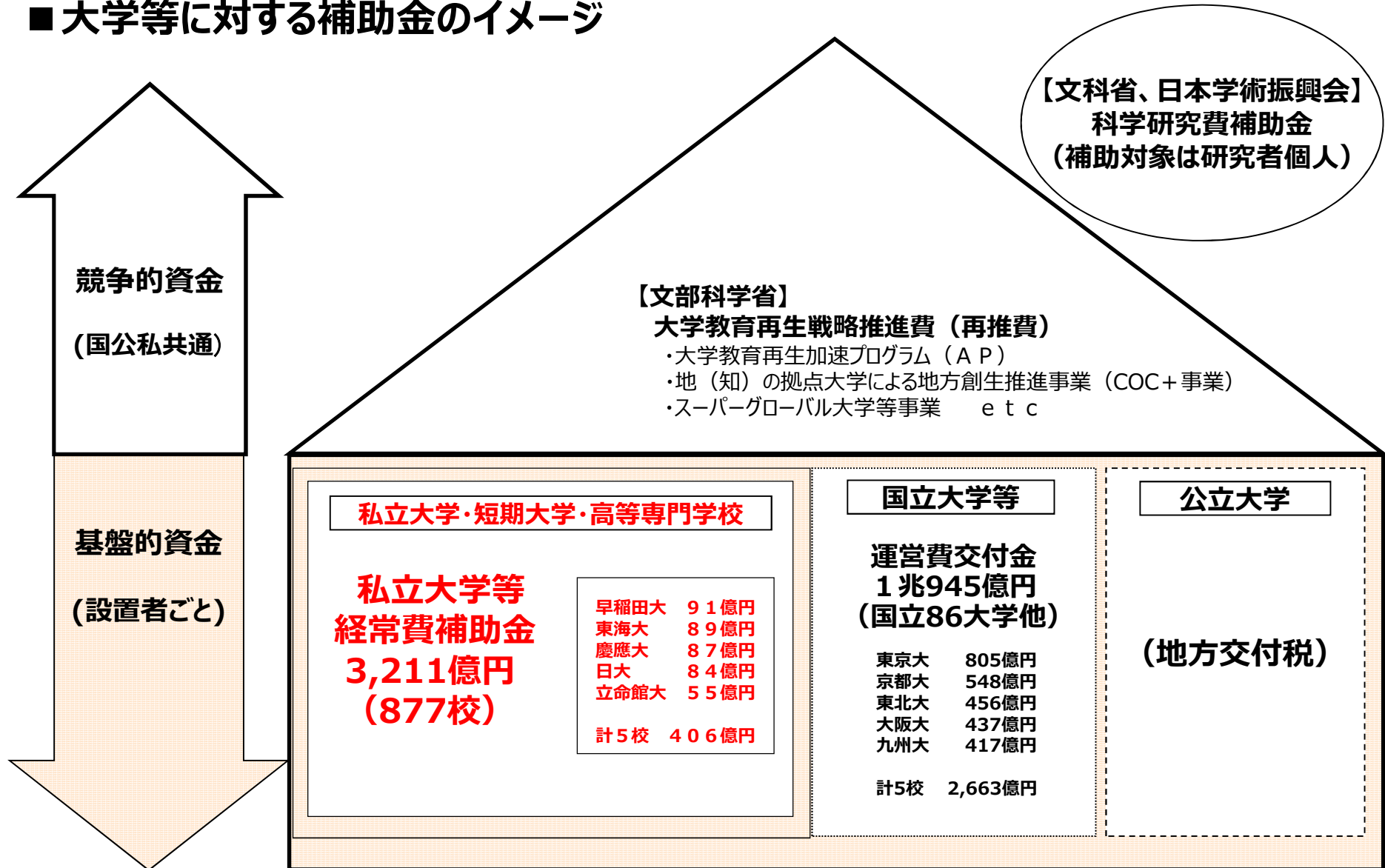
2. 私立学校に利益を還元する事業運営

・貸付事業で得られた収益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益を還元（助成事業）しています。



2 私立大学等経常費補助金

■ 大学等に対する補助金のイメージ

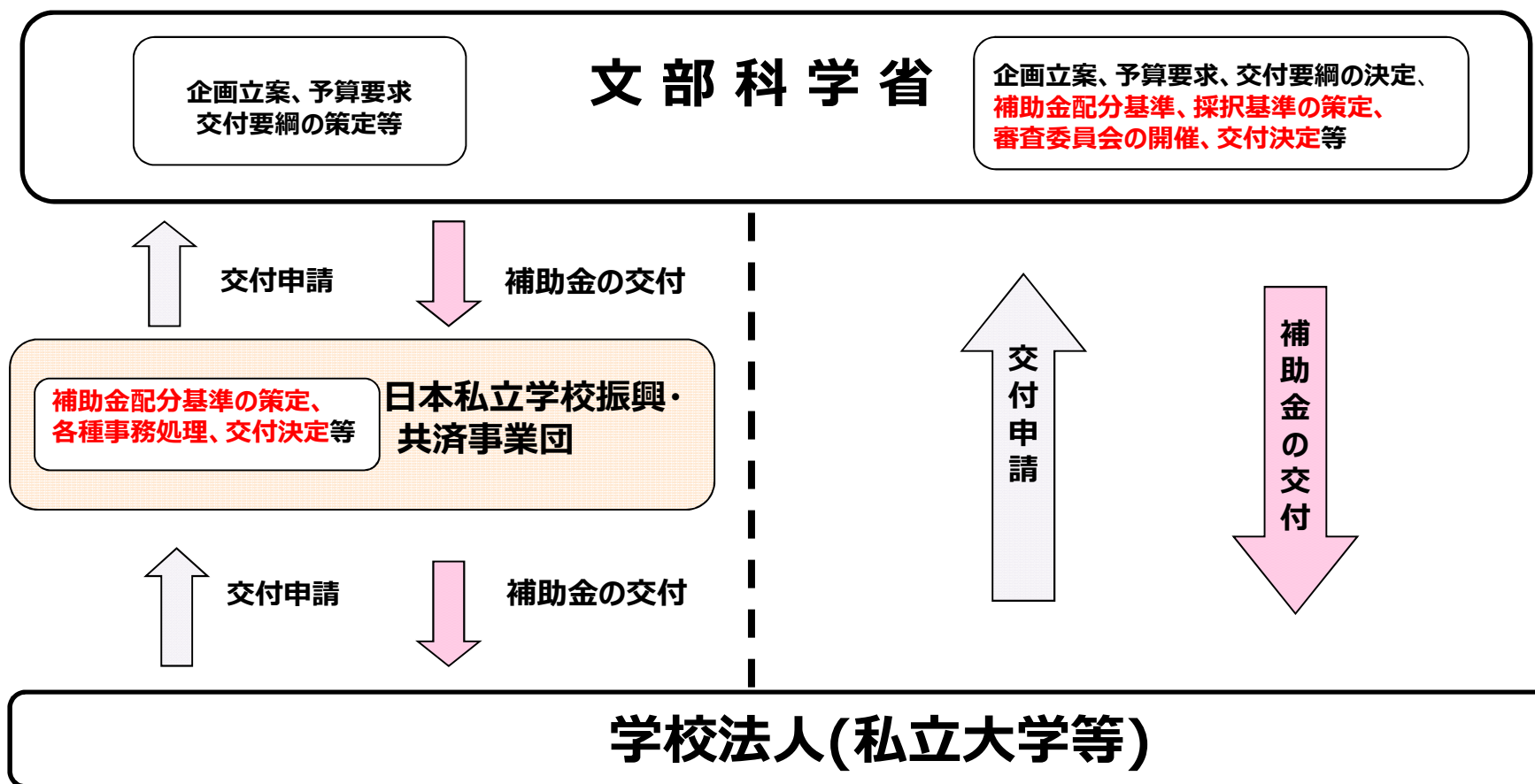


(注) 金額・学校数は平成28年度実績

■私立大学等への補助金の仕組み

○私立大学等**経常費**補助金

- 私立学校**施設**整備費補助
- 私立大学等研究**設備**整備費等補助金
- 私立大学等教育研究活性化**設備**整備費補助金



※私立学校振興助成法第11条（間接補助） → 国は日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付することができる

■私立大学等経常費補助金の関連法令等

- 教育基本法** : 日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。(平成18年改正)
- 第8条** 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。
- 私立学校法** : 「学校法人」設立・運営に関する根拠法令
- 第59条** 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

私立学校振興助成法
同施行令(政令)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
同施行令(政令)

私立大学等経常費補助金交付要綱(文部科学大臣裁定)
別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」

私立大学等経常費補助金**取扱要領**(日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)

私立大学等経常費補助金**配分基準**(〃)

調査票の記入要領等

■ 私立大学等経常費補助金の目的

《私立学校振興助成法 第1条》

- 私立大学等の教育条件の維持向上
- 学生の修学上の経済的負担の軽減
- 私立大学等の経営の健全性を高める

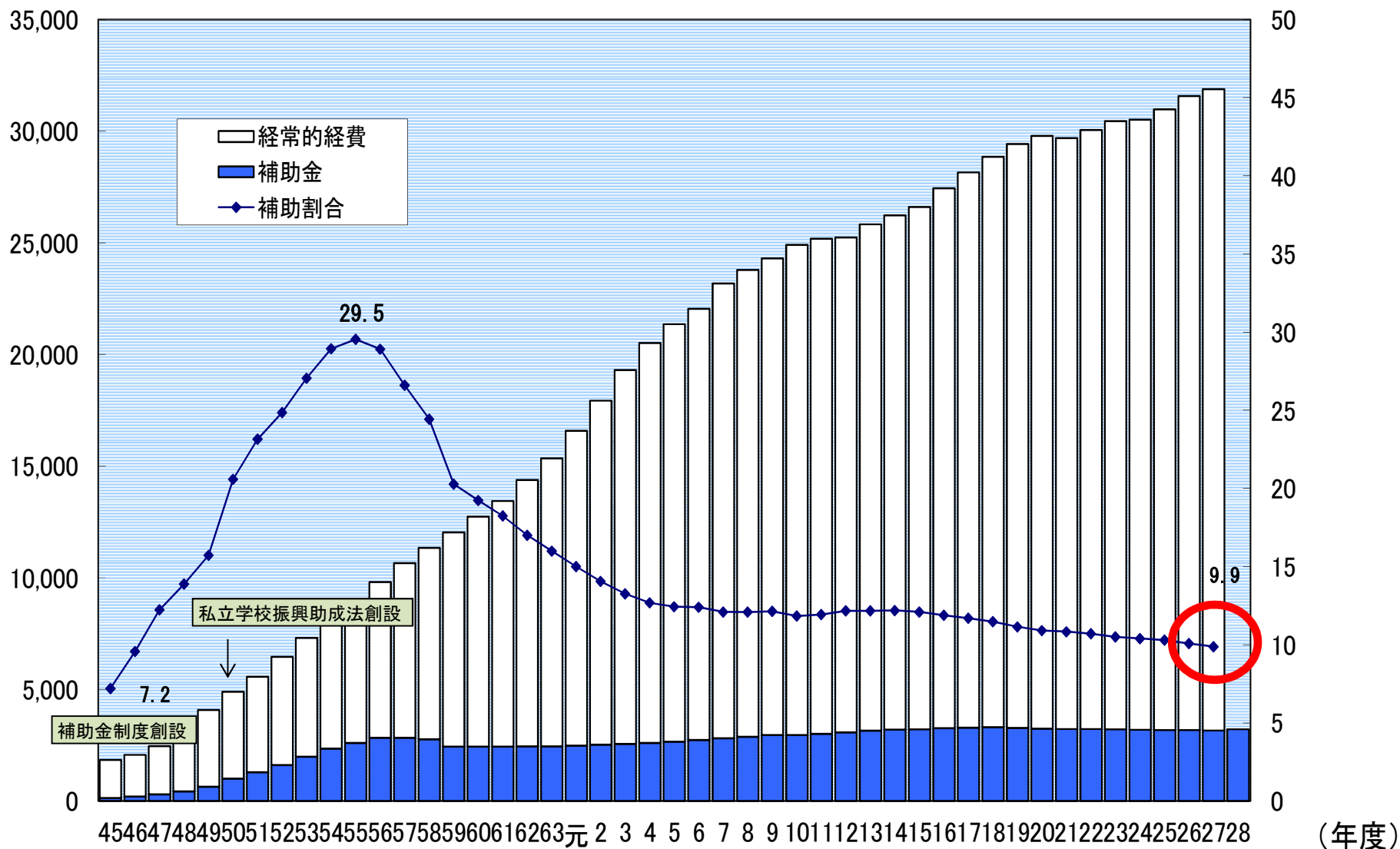
《私立学校振興助成法 第4条》

- 私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費に対する補助で
私立大学等を設置する学校法人に対して交付
- 個々の教職員や学生に対してではなく、
私立大学等で毎年発生する経常的な経費に対して補助

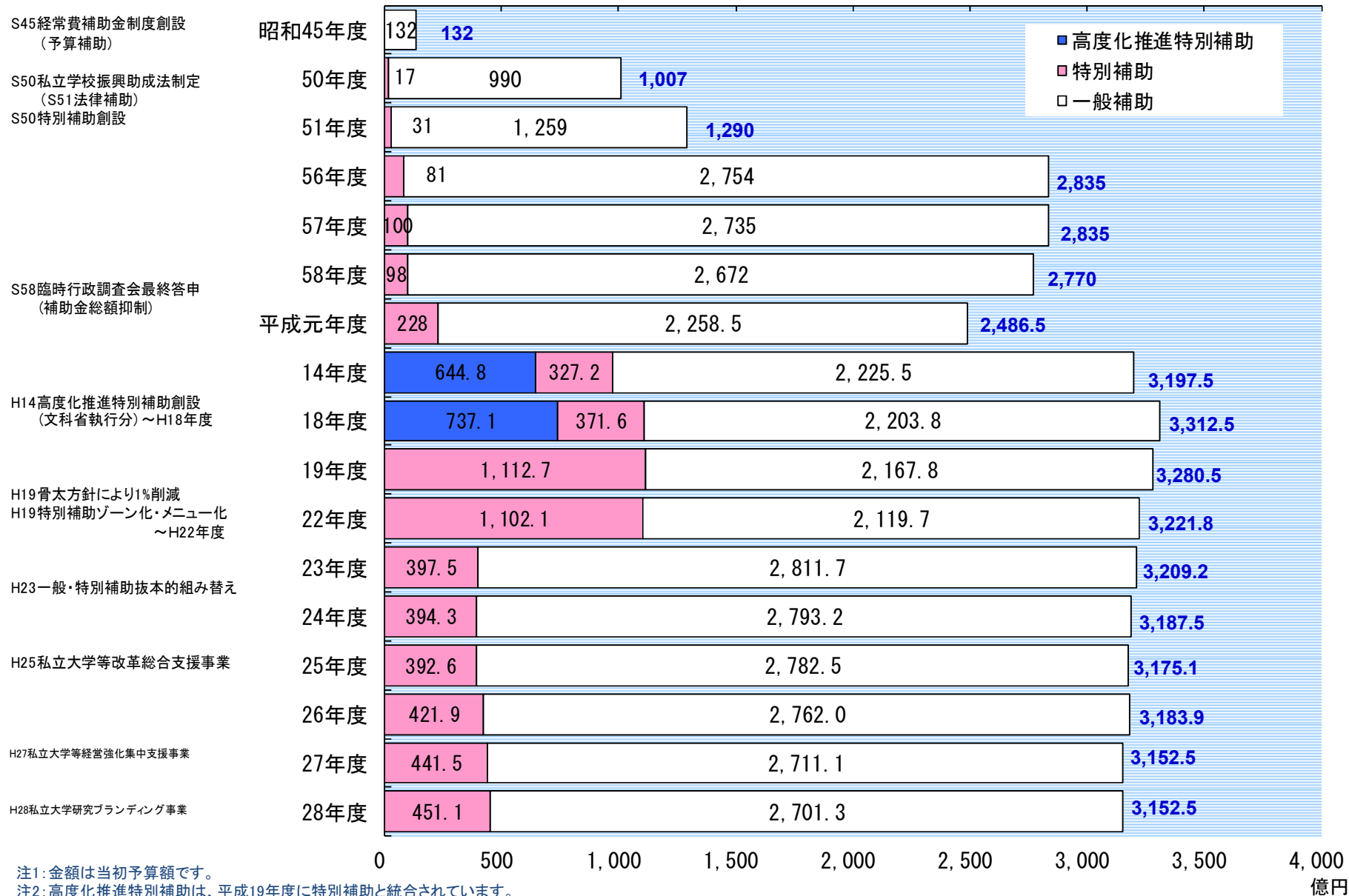
■ 経常的経費と補助金の推移

(億円)

(%)



■ 一般補助と特別補助 予算額の推移



注1:金額は当初予算額です。

注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。

注3:平成24～28年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

■ 概算交付と額の確定の流れ

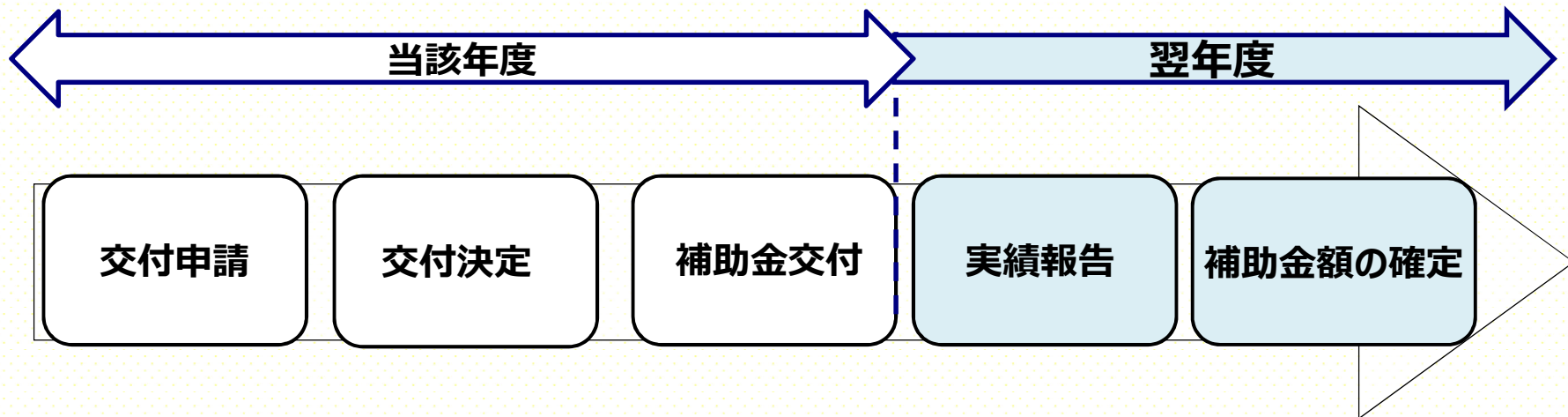
- 年度内に概算交付して、翌年度に額の確定を行う。

→ 年度内には、当該年度にどれだけ経常的経費がかかるかは確定していないため、以下の手続きを行う。

- ① 教職員や学生数に基づく概算ベースの経常的経費に基づいて概算交付
- ② 年度が終わって決算が確定したら、決算額を基に確定ベースの経常的経費を実績報告書（補助事業に要した経費）として提出
- ③ 確定ベースの経常的経費が概算ベースの経常的経費を下回ったら、過大交付分は返還し、補助金額が確定

- 補助金の概算交付は通常年2回

一次交付 … 一般補助の一部（12月） 最終交付 … 一般補助及び特別補助（3月）



■ 不交付又は減額の事由 (私立大学等経常費補助金取扱要領から一部抜粋)

法令違反等

- ア 補助金を他の用途へ使用、法令違反、所轄庁処分違反、不正手段による補助金受給
- イ 学校法人の財産を不正に使用
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべきものを記載しなかった又は虚偽記載
- エ 上記ウの書類の備付け及び閲覧義務（私立学校法41条）違反
- オ 事業団又は地方公共団体からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の収受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間の訴訟や紛争あり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- コ 理事会又は評議員会が長期間開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- サ 教職員間の争議行為等又は学生による施設占拠、授業放棄等正常でない行為により、教育その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- シ ア～サに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
 - 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

財政状況

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの
 - 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

その他

定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

■ 経常費補助金が不交付又は減額となる例

- 理事長による不適切な支出
- 簿外経理
- 役員の不祥事
- 認可に関する虚偽申請 など

■ 補助金を交付できないケース①

☆ 新しく開設した場合

例：平成29年度に開設した4年制大学の学部の場合



卒業生が出た
翌年度から
補助対象!!



☆ 学生募集を停止した場合

例：平成29年度学生募集停止の場合
⇒平成29年度から補助対象外

募集停止をした
その年度から
補助対象外

☆ **特例措置**により補助対象となる場合あり☆

「私立大学等経常費補助金取扱要領（平成29年3月）」P15 別記2 3参照

■ 補助金を交付できないケース②

☆ 不交付となる定員充足率【定員超過の場合】（平成29年度）

収容定員超過率

1.5倍以上

（収容定員8000人以上の学校 1.4倍以上）

対象外となる例

在籍学生数	600名
収容定員	400名
超過率	1.5倍

入学定員超過率

- ◎ 収容定員4000人未満 1.30倍以上
- ◎ 収容定員4000人以上8000人未満 1.27倍以上
- ◎ 収容定員8000人以上 1.17倍以上

特例措置あり

対象外となる例

入学者数	130名
入学定員	100名
超過率	1.3倍

学校全体と学部等単位、それぞれで判定

■ 28年度以降の定員管理について（ケース②の補足）

地方創生のための大都市圏への学生集中是正策として、入学定員充足率が一定の水準を超えた場合に私学助成を全学不交付とする基準を厳格化する等の措置を行う。

【現 行】不交付となる入学定員充足率「学部等単位」又は「学校全体」

定員規模	8,000人未満	8,000人以上
充足率	1.3倍以上	1.2倍以上



【改正の内容】

定員規模	4000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.3倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.3倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度	1.3倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

※ なお、一般補助の学生単価の計算において、入学定員充足率1.0倍を超える学生分は算定人数に含めないという現状の取扱に加えて、平成31年度から1.0倍を超えた学生に見合う分の減額措置を行う予定。一方で、定員管理のインセンティブとして、0.95倍以上～1.0倍以下の場合には、一定の増額措置を行う予定。

■ 補助金を交付できないケース③

不交付となる定員充足率【定員未充足の場合】（平成29年度）

収容定員充足率

50%以下

特例措置あり

例

在籍学生数	50名
収容定員	100名
充足率	50%

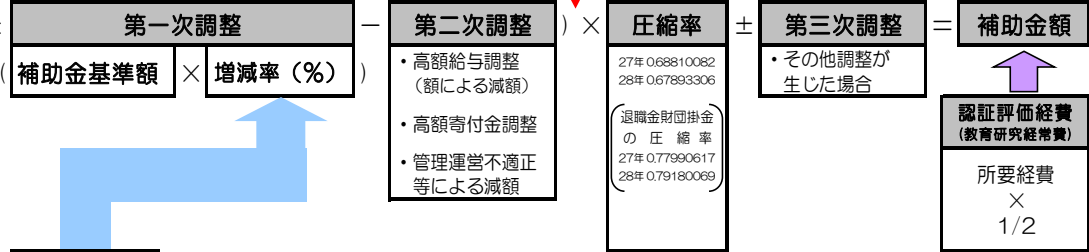
学部等単位で判定

一般補助計算の仕組み

経常的経費	
補助金基準額	
員数	単価 × 補助率
○ 学部等ごとの計算	
● 学校ごとの計算	
○ 専任教員等給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任教員等数 × 1人当たり年間標準給与費 5/10
● 専任職員給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任職員数 × 1人当たり年間標準給与費 5/10
● 非常勤教員給与費	非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費 4/10
● 教職員福利厚生費 (非常勤教員分を含む)	専任教員等数・専任職員数 × 1人当たり標準経費 + 非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費 × 率 4/10
○ 教育研究経常費 (教員経費、学生経費)	下記に記載 5/10
● 厚生補助費	学生数(定員内現員) × 1人当たり標準経費 5/10
○ 研究旅費	専任教員等数 × 1人当たり標準経費 5/10

員数	単価	加算措置
専任教員等数	× 1人当たり標準経費	+ PD・RA・TA等
学生数(定員内現員)	× 1人当たり標準経費	+ 障害のある学生及びICT

◆補助金基準額から増減額する金額



私立大学等改革総合支援事業での増額

基準額の増減	
1. 教育条件に関すること	
① 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合	[+9% ~ ▲50%]
② 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数	[+6% ~ ▲16%]
2. 財政状況に関すること	
③ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合	[+15% ~ ▲45%]
④ 教職員給与と指数	[0% ~ ▲15%] (教員・職員それぞれ 0%~▲7.5%)
⑤ 収入超過状況	[0% ~ ▲100%]
⑥ 高額給与と支給	[0% ~ ▲35%]
3. 情報の公表の実施状況に関すること	
⑦ 教育研究上の基礎的な情報	[0% ~ ▲15%]
⑧ 修学上の情報等	[0% ~ ▲15%]
⑨ 財務情報	[0% ~ ▲15%]
⑩ 上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工	[+1% ~ 0%]

平成29年度 特別補助項目一覧

NO.	補助項目	※ ◎印の補助項目は改革総合支援事業分
I	成長力強化に貢献する質の高い教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方に貢献する大学等への支援 ● 被災地に対する支援の実施 ● 医学部入学定員の増員 ◎ 教育の質的転換(タイプ1) ◎ 産業界・他大学等との連携(タイプ3) ◎ プラットホーム型(タイプ5)
II	社会人の組織的な受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 正規学生としての受入 ● 多様な形態による受入れ ● 社会人の受入れ環境整備 ◎ 地域発展(タイプ2)
III	大学等の国際交流の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの学生の受入れ ● 海外からの教員の招へい ● 学生の海外派遣 ● 教員の海外派遣 ● 大学等の教育研究環境の国際化 ◎ グローバル化(タイプ4)
IV	大学院等の機能の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学院における研究の充実 ● 研究施設運営支援 ● 大型設備等運営支援 ● 私立大学研究ブランディング事業 ● 大学間連携等による共同研究 ● 専門職大学院等支援 ● 法科大学院支援 ● 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
V	経営強化等支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営強化集中支援事業 ● 持続的な大学改革を支える職員育成(継続分)
VI	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料減免事業等支援 ● 卓越した学生に対する授業料減免等 ● 特色ある経済的支援方策
VII	東日本大震災からの復興支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料減免事業等支援(震災分) ● 被災私立大学等復興特別補助

平成29年度予算の概要

平成28年度

【一般会計】3,153億円

(一般補助) 2,701億円(85.7%) (特別補助) 451億円(14.0%)

2,701億円	成長力強化への貢献 62億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 63億円	大学院等基盤整備 147億円	経営強化等 47億円	授業料減免等 86億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

【復興特別会計】18億円

授業料減免(被災者分) 7億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

平成29年度

【一般会計】3,153億円(前同)

(一般補助) 2,689億円(85.3%) (特別補助) 464億円(14.7%)

2,689億円	成長力強化への貢献 67億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 57億円	大学院等基盤整備 152億円	経営強化等 40億円	授業料減免等 102億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	-----------------

【復興特別会計】18億円

授業料減免(被災者分) 7億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

私立大学等改革総合支援事業の充実
176億円(うち一般補助98億円)
*一般補助及び特別補助の内数

地方の職を支える大学等への支援を充実

私立大学研究ブランディング事業
55億円*上記の内数

私立大学等経営強化集中支援事業
40億円*上記の内数

対象人数増による充実等

私立大学等改革総合支援事業

平成29年度予算額
176億円(167億円)

- 高等教育全体の質の向上、特色化には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務であり、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援。
- 平成29年度から、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるための**プラットフォーム形成支援のタイプ**を新設。

基本スキーム(イメージ)

タイプ5「プラットフォーム形成」(5~10グループ)【新設】

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援

＜要件(イメージ)＞

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき、採択



タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件：国際化推進に関するビジョン・方針の策定。

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用 等

※上記の他、活性化設備費(13億円)、施設・装置費(3億円)を一体的に支援

(タイプ1~4は新規採択校のみ)



高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

＜評価する取組(例)＞

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィスの組織改善など、入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

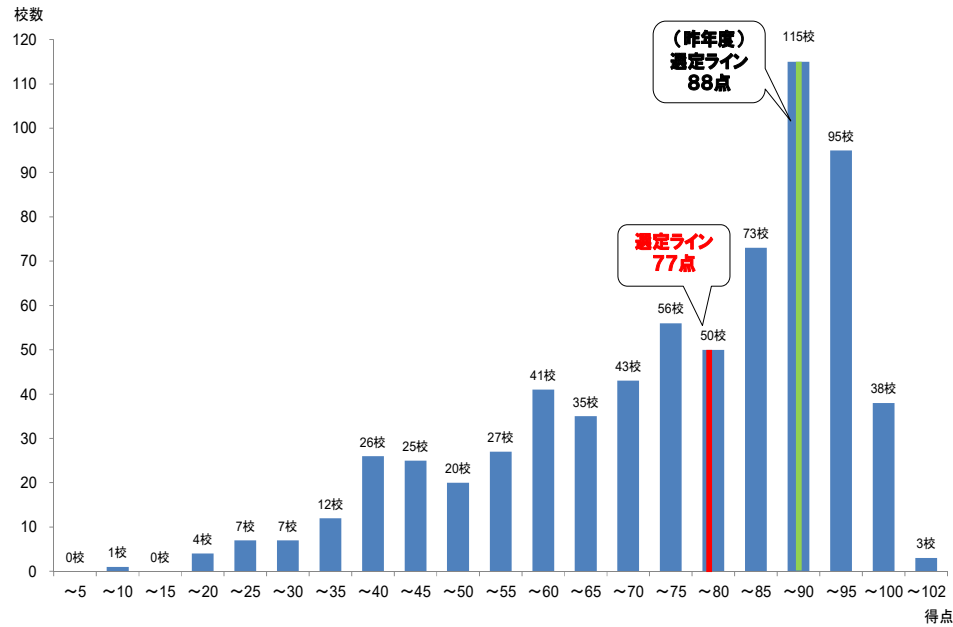
■ 平成28年度 改革総合支援事業 選定状況 (総表)

※()内は昨年度〔27年度〕

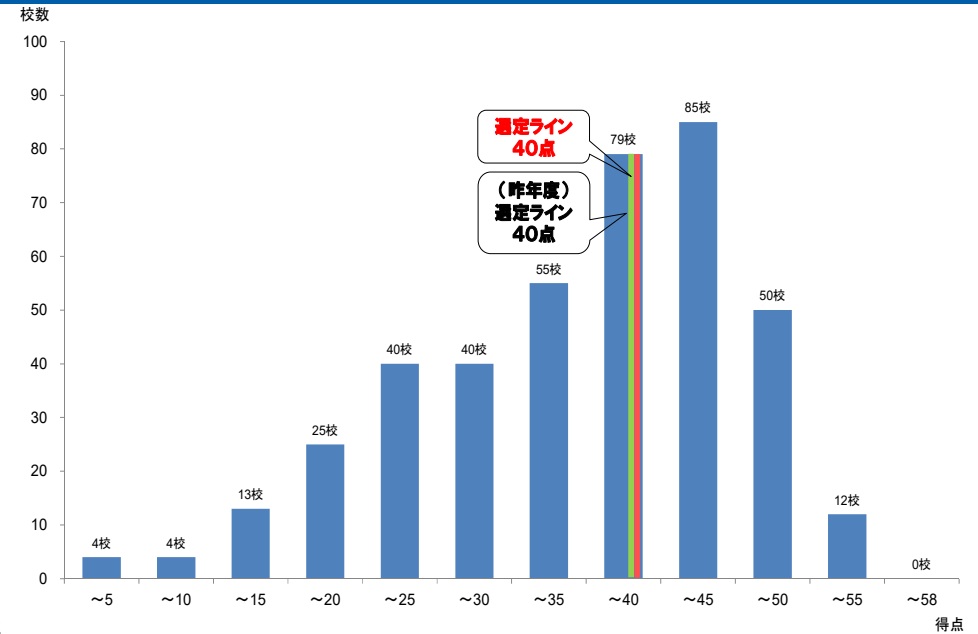
	大学			短大			高専		申請校数計	選定校数計	選定率	平均点 (点)	選定 ライン (点)
	申請校数 (校)	選定校数 (校)	選定率	申請校数 (校)	選定校数 (校)	選定率	申請校数 (校)	選定校数 (校)					
タイプ1 【教育の質的 転換】	458 (479)	243 (219)	53% (46%)	217 (233)	118 (100)	54% (43%)	3 (2)	1 (1)	678 (714)	362 (320)	53% (45%)	73.53 (80.81)	77 (88)
タイプ2 【地域発展】	294 (316)	125 (120)	43% (38%)	112 (132)	42 (33)	38% (25%)	1 (1)	0 (0)	407 (449)	167 (153)	41% (34%)	34.88 (33.07)	40 (40)
タイプ3 【産業界・他大学 との連携】	207 (225)	75 (71)	36% (32%)	44 (51)	4 (3)	9% (6%)	2 (1)	1 (1)	253 (277)	80 (75)	32% (27%)	25.20 (20.33)	34 (29)
タイプ4 【グローバル化】	191 (204)	77 (75)	40% (37%)	32 (40)	4 (3)	13% (8%)	1 (0)	0 (0)	224 (244)	81 (78)	36% (32%)	52.01 (50.96)	60 (59)
延べ計	1,150 (1,224)	520 (485)	45% (40%)	405 (456)	168 (139)	41% (30%)	7 (4)	2 (2)	1,562 (1,684)	690 (626)	44% (37%)	—	—
実数計	487 (502)	325 (308)	67% (61%)	226 (242)	130 (111)	58% (46%)	3 (2)	2 (2)	716 (746)	457 (421)	64% (56%)	—	—

改革総合支援事業 タイプ別得点

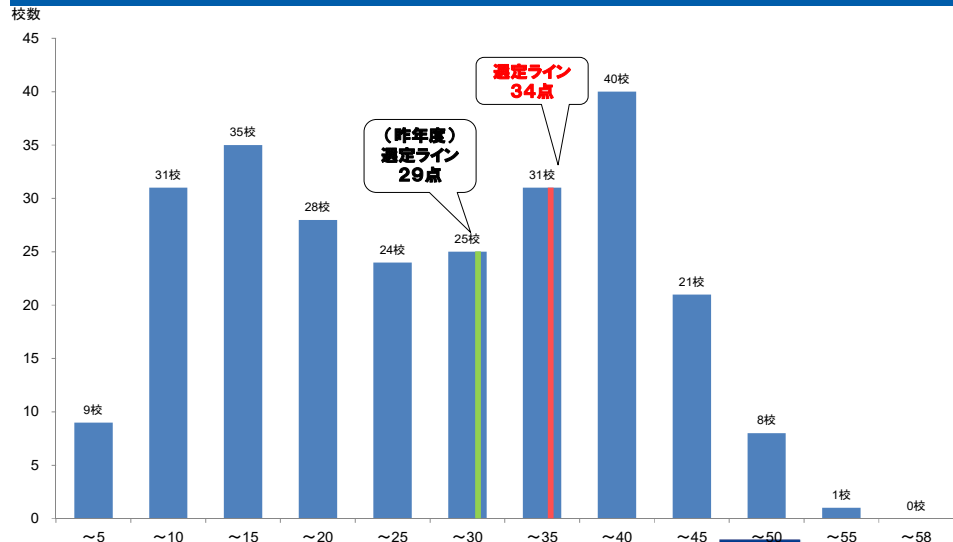
タイプ1（教育の質的転換） 得点分布



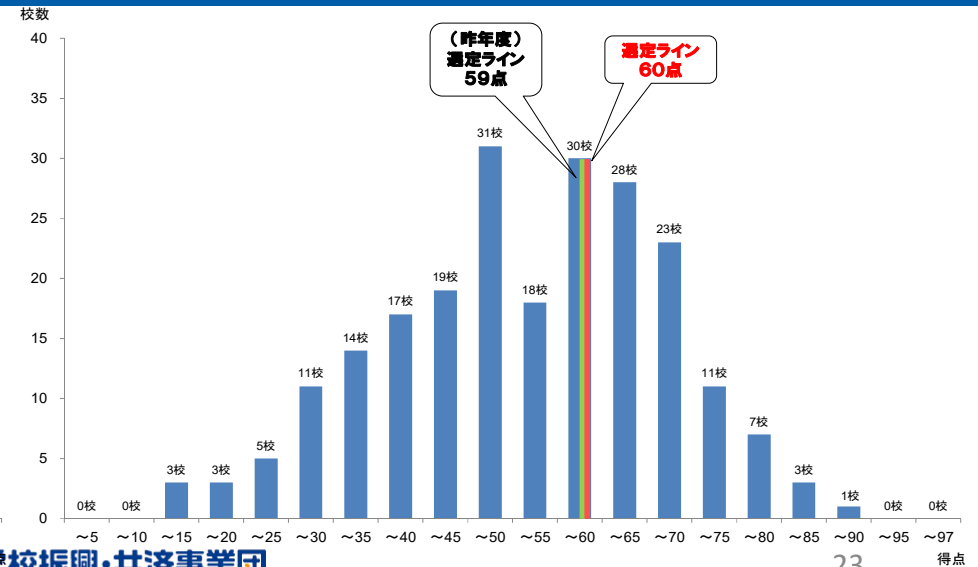
タイプ2（地域発展） 得点分布



タイプ3（産業界・他大学等との連携） 得点分布



タイプ4（グローバル化） 得点分布



私立大学等経営強化集中支援事業

平成29年度予算額
40億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム(イメージ)

対象期間 :平成27～32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校 :地方の中小規模私立大学等のうち**最大150校程度**

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分 :経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%～107%	50%程度・60～70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%～80%	70%程度・70～80校程度	3,500万円(平均)

主な評価項目例

- ◆経営状況の把握・分析
 - ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
 - ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

- ◆組織運営体制の強化
 - ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
 - ・監査体制の強化

- ◆学生募集・組織改編
 - ・地域における入学志願動向調査の実施
 - ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

- ◆中長期計画の策定等
 - ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
 - ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

- ◆人事政策・経費節減等
 - ・人事考課の導入
 - ・経費節減目標の設定

- ◆他大学等との連携
 - ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
 - ・他大学との学内施設等の共同利用

- ◆地域・産業界との連携等
 - ・地域経済への波及効果の分析
 - ・地方公共団体・企業からの資金提供

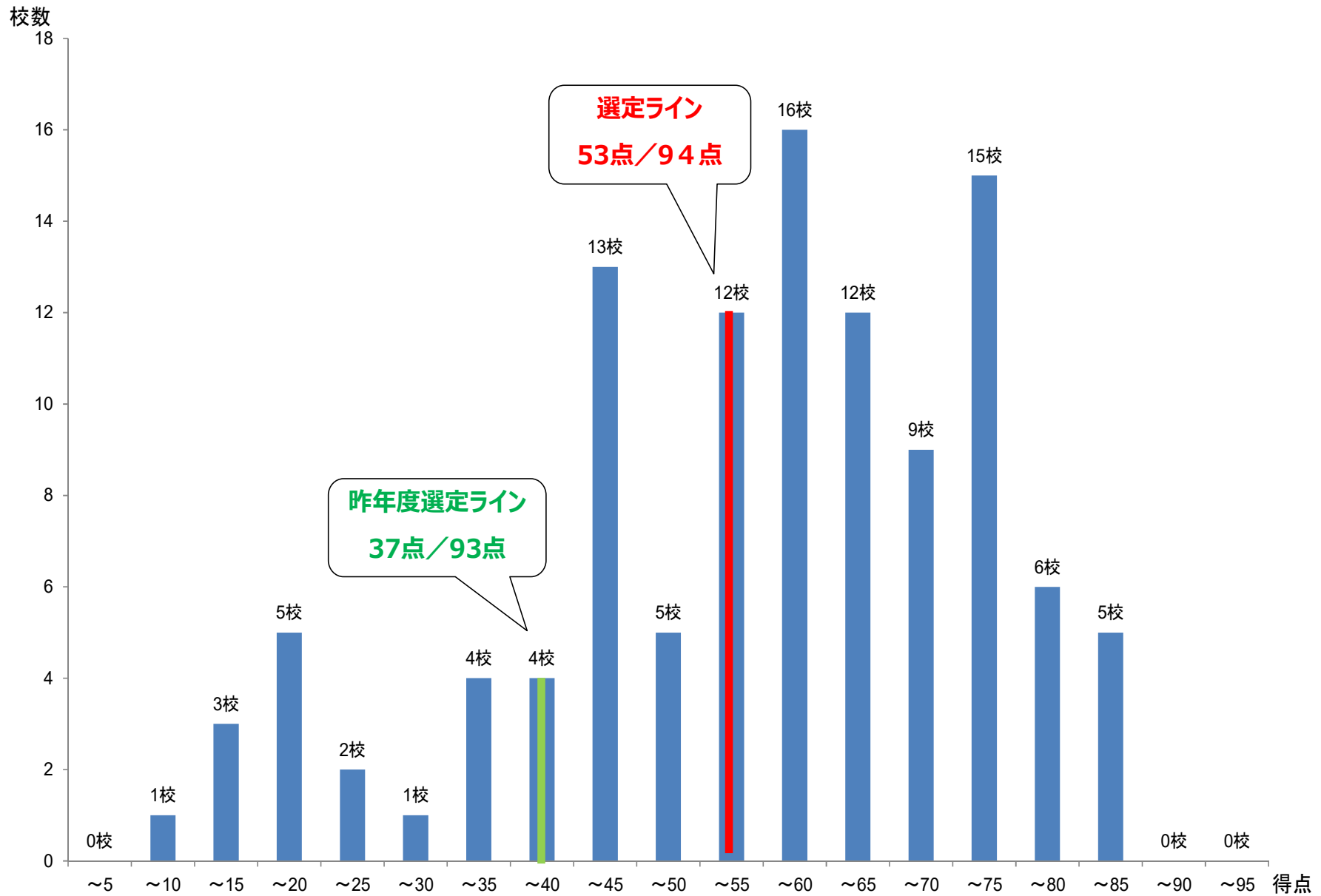
※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。(Bのみ)

私立大学等経営強化集中支援事業 選定状況（総表）

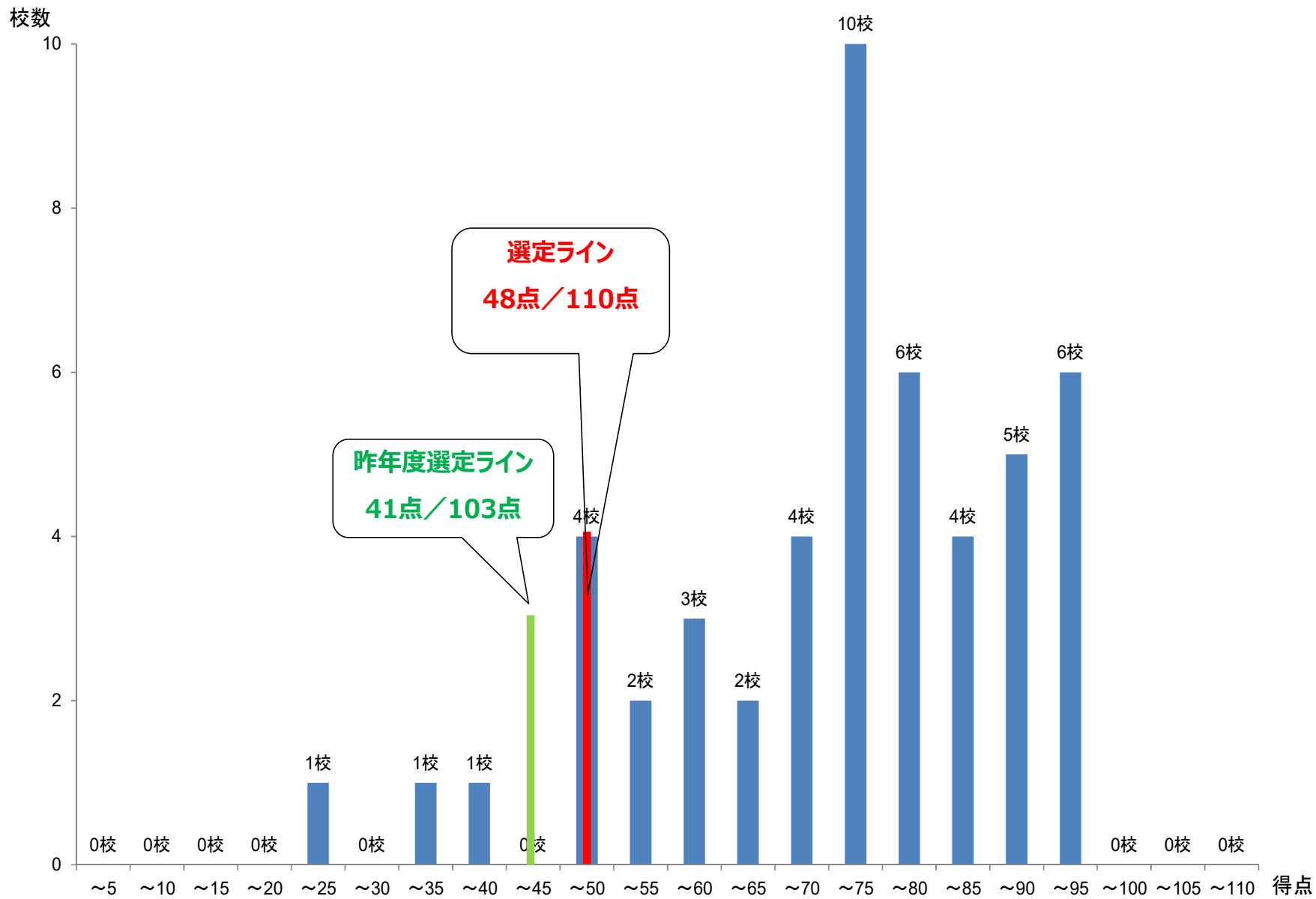
※()内は昨年度〔27年度〕

区分	大学				短期大学				高等専門学校				対象校数計	申請校数計	申請率	選定校数計	選定率	平均(点)	選定ライン(点)
	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率							
タイプA 【経営強化型】 94点満点	84 (68)	58 (51)	42 (35)	72% (69%)	84 (75)	54 (45)	30 (23)	56% (51%)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0% —	170 (145)	113 (96)	66% (66%)	72 (58)	64% (60%)	54.9 (44.7)	53 (37)
タイプB 【経営改善型】 110点満点	47 (44)	29 (24)	28 (20)	97% (83%)	43 (36)	20 (15)	18 (12)	90% (80%)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— —	90 (80)	49 (39)	54% (49%)	46 (32)	94% (82%)	71.2 (61.3)	48 (41)
合計	131 (112)	87 (75)	70 (55)	80% (73%)	127 (111)	74 (60)	48 (35)	65% (58%)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0% —	260 (225)	162 (135)	62% (60%)	118 (90)	73% (67%)	— —	— —

タイプA（経営強化型） 得点分布



タイプB（経営改善型） 得点分布



私立大学研究ブランディング事業

平成29年度予算額 79億円

[施設・装置：11億円 設備：13億円 経常費：55億円]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

平成28年度予算額 72.5億円 [施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

【事業イメージ】

地域で輝く大学等への支援

タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

選定方法と審査の観点

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：50～60校程度（前年度より10～20校増）

【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ブランディングに向けた検討状況（学内データ・外部意見を踏まえた検討）等

【事業内容】

- 事業目的（現状・課題の分析、分析内容に照らしたテーマ設定の適切性）
- 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ブランディングの取組（打ち出そうとする独自色、広報、大学運営へ反映する展望）等

補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000～3,000万円程度）
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円

■ 経常費補助金の交付状況

私学事業団のホームページに掲載

http://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_h28a.pdf

大 学 (570 校)

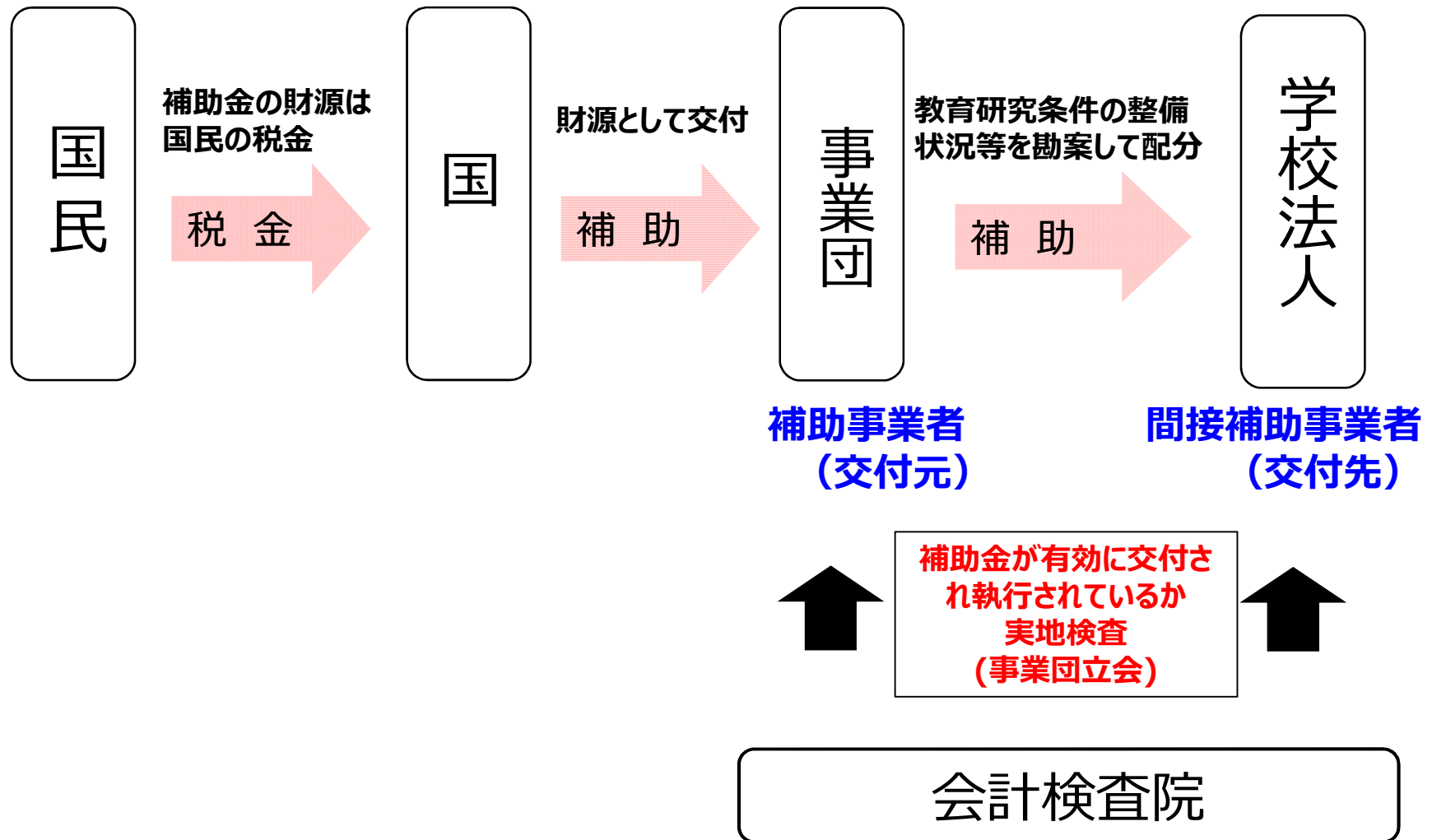
(単位：千円)

順位	学 校 名	一 般 補 助	特 別 補 助	合 計
1	早稲田大学	7,629,074	1,422,819	9,051,893
2	東海大学	5,758,654	3,124,578	8,883,232
3	慶應義塾大学	7,833,919	900,167	8,734,086
4	日本大学	7,232,441	1,118,021	8,350,462
5	立命館大学	4,456,315	1,080,378	5,536,693
6	順天堂大学	4,939,659	571,878	5,511,537
7	昭和大学	5,097,883	311,883	5,409,766
8	明治大学	3,583,271	716,034	4,299,305
9	北里大学	3,803,310	393,011	4,196,321
10	近畿大学	3,466,587	462,873	3,929,460
11	福岡大学	3,330,798	363,837	3,694,635
12	関西大学	2,873,903	715,912	3,589,815
13	帝京大学	3,129,259	238,831	3,368,090
14	東京慈恵会医科大学	3,149,612	161,513	3,311,125
15	東京理科大学	2,955,580	330,899	3,286,479

分析にご活用を！

学校番号	学校名	I 成長力強化に貢献する質の高い教育			II 社会人の組織的な受け入れ			III 大学等の国際交流の基盤整備								計
		地方貢献	医学部 定員増	計	正規学生とし ての受け入れ	多様な形態 による受け入れ	社会人の受 入れ環境整 備	計	海外からの学 生の受け入れ	海外からの教 員の招へい	学生の海外派 遣	教員の海外派 遣	大学等の教育 研究環境の国 際化	実践的な語学 力の習得や国 際理解の推進	クールジャパン を活用した日本 文化の発信	
011001A01	旭川大学	3,996	0	3,996	3,641	44	799	4,484	506	0	80	0	1,784	1,599	0	3,969
011001B01	旭川大学短期大学部	1,865	0	1,865	1,776	0	533	2,309	0	0	0	0	1,066	799	0	1,865
011002A01	札幌大学	3,197	0	3,197	1,510	222	1,066	2,798	3,597	0	533	0	1,332	1,599	0	7,061
011002B01	札幌大学女子短期大学部	2,131	0	2,131	0	0	0	0	0	0	0	0	1,066	0	0	1,066
011003A01	北海道科学大学	2,398	0	2,398	3,819	44	1,199	5,062	186	0	27	0	1,186	799	0	2,198
011003A02	北海道薬科大学	1,865	0	1,865	5,861	0	533	6,394	0	533	0	710	533	533	0	2,309
011003B01	北海道科学大学短期大学部	799	0	799	0	0	0	0	107	0	0	0	906	0	0	1,013
011004A01	函館大学	3,996	0	3,996	0	0	0	0	186	0	0	0	799	533	0	1,518
011004B01	函館短期大学	2,931	0	2,931	2,575	178	1,332	4,085	0	0	0	0	0	0	0	0
011005A01	慶女子大学	2,131	0	2,131	1,066	1,243	533	2,842	107	0	1,092	0	1,066	1,332	0	3,597
011006A01	北星学園大学	4,529	0	4,529	3,197	178	1,066	4,441	1,146	0	480	2,131	1,599	1,332	266	6,954
011006B01	北星学園大学短期大学部	3,996	0	3,996	0	0	0	0	0	0	0	0	1,599	1,332	266	3,197
011007A01	北星学園大学	3,197	0	3,197	15,541	3,330	799	19,670	400	533	1,252	2,131	1,758	2,398	0	8,472
011007A02	北海道薬科大学	1,066	0	1,066	0	0	0	0	693	533	879	0	1,159	533	0	3,797
011008A01	札幌学院大学	1,332	0	1,332	4,174	178	533	4,885	693	0	1,278	710	839	1,066	0	4,987
011009A01	陸奥学園大学	2,398	0	2,398	17,761	666	266	18,693	1,439	1,332	480	710	2,098	1,066	0	7,125
011010A01	北海道医療大学	1,599	0	1,599	17,761	0	533	18,294	906	0	533	1,421	799	533	0	4,192
011011A01	道都大学	2,398	0	2,398	710	178	1,066	1,954	746	0	0	0	2,331	266	0	3,343
011012A01	北海道情報大学	799	0	799	4,280	6,163	266	10,709	1,119	0	879	0	2,518	1,332	0	5,848
011013A01	札幌国際大学	4,263	0	4,263	1,589	666	1,599	3,864	240	0	107	0	1,599	1,599	266	3,811
011013B01	札幌理科大学短期大学部	3,197	0	3,197	0	0	0	0	0	0	0	0	799	1,599	0	2,398
011014A01	北翔大学	3,197	0	3,197	2,842	89	266	3,197	0	0	0	0	1,066	266	0	1,332
011014B01	北翔大学短期大学部	1,865	0	1,865	0	0	0	0	0	0	0	0	1,066	266	0	1,332
011015A01	千歳科学技術大学	2,931	0	2,931	0	0	0	0	27	0	0	0	1,066	1,599	0	2,692
011016A01	北海道文教大学	4,263	0	4,263	1,243	0	533	1,776	1,305	0	186	0	1,066	1,066	0	3,823
011017A01	天徳大学	533	0	533	4,359	44	533	4,929	0	0	0	0	0	0	0	0
011018A01	薩内北星学園大学	3,463	0	3,463	1,865	44	1,066	2,975	186	0	0	0	1,332	1,332	266	3,118
011019A01	札幌大谷大学	3,996	0	3,996	0	0	0	0	0	266	559	0	0	0	0	825
011019B01	札幌大谷大学短期大学部	2,131	0	2,131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012003B01	帯広大谷短期大学	3,996	0	3,996	1,599	89	799	2,487	0	0	0	0	0	0	0	0
012004B01	弘前学園女子短期大学	533	0	533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
012010B01	弘前大谷短期大学	1,599	0	1,599	89	178	1,066	1,333	0	0	0	0	0	0	0	0
012012B01	北海道武蔵女子短期大学	2,931	0	2,931	0	0	0	0	0	0	240	0	1,066	0	0	1,306
012013B01	釧路短期大学	2,664	0	2,664	977	44	799	1,820	0	0	0	0	0	0	0	0
021001A01	青森大学	1,599	0	1,599	8,525	89	266	8,880	480	0	27	0	2,198	266	0	2,971
021002A01	東北女子大学	533	0	533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
021002B01	東北女子短期大学	533	0	533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
021003A01	弘前学院大学	1,066	0	1,066	0	0	0	0	27	0	80	0	799	533	0	1,439
021004A01	八戸学院大学	3,197	0	3,197	0	0	0	0	53	0	53	0	1,066	0	0	1,172
021005A01	八戸学院大学	2,398	0	2,398	0	0	0	0	0	0	0	0	266	0	0	266

■ 会計検査院の検査



■ 検査の結果どうなるか

過大交付が認められると「**不当事項**」として
当該年度の「**決算検査報告**」に掲載される

<http://report.jbaudit.go.jp/>

その後の措置

学校法人 → 事業団

- ・過大交付額を返還
- ・原因、再発防止等の改善策を文書で提出

事業団 → 学校法人

- ・返還額と同額を当該年度の一般補助から減額
(私立大学等経常費補助金取扱要領4 (3))

■ 検査法人数等の推移

区 分		H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
検査法人数	大 学 法 人	22	19	30	25	26
	短 大 法 人		1			
	高 専 法 人					
	計	22	20	30	25	26
不当法人数	大 学 法 人	6	1	5	4	協議中
	短 大 法 人					
	高 専 法 人					
	計	6	1	5	4	

まとめ

- ・**管理運営のチェック**
- ・**補助金のチェック体制**
- ・**私立大学等改革総合支援事業なども監査対象に**